

所得税法等（扶養控除関係）の改正

目 次	
一 扶養控除の見直しの経緯及び趣旨等……61	四 同居特別障害者加算の特例の改組（同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し）……66
二 年少扶養親族に対する扶養控除の廃止……65	五 扶養控除の見直し等に伴う源泉徴収等に関する改正……67
三 特定扶養親族（16歳から18歳までの特定扶養親族）に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止……65	

一 扶養控除の見直しの経緯及び趣旨等

1 改正の経緯

政府税制調査会総理諮問文（平成21年10月8日）において、「現行税制は、シャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、『納税者視点』を明確にし、納税者の立場に立って『公平・透明・納得』の原則の下、税制全般を見直さなければならぬ」とされました。

また、このような基本的な考え方の下、所得税については、「所得税の控除のあり方を根本から見直すなど、個人所得課税のあり方について検討すること」とされました。

この諮問を受けて、平成21年10月から12月にかけての政府税制調査会において、所得税の現状、改革の方向性及び平成22年度税制改正案について、議論が行われました。

こうした議論を受けて、税制改正大綱において、所得税の現状については、「累次の改正により、税率の引下げ・その適用範囲（ブラケット幅）の拡大が行われるとともに、各種控除の累次にわたる拡充によって課税最低限の引き下げが行われてきており、所得再分配機能や財源調達機能が低下

している状況」にあるとされました。

また、「現在の所得税は累進構造をとっていますが、実効税率はなだらかに上昇し、一定所得以上は下降しており、累進性は喪失している状態」であり、その原因については、「第一に、所得控除が相対的に高所得者に有利なこと」が挙げられました。

このような所得税の現状を踏まえ、その改革の方向性としては、「所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか」、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進める」こと等とされました。

平成22年度税制改正においては、上記のような改革の方向性を踏まえ、子ども手当の創設や公立高等学校の無償化等とあわせて、年少扶養親族（0歳から15歳までの扶養親族）を控除対象とする扶養控除が廃止されるとともに、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止されました。

2 趣旨等

(1) 年少扶養親族に対する扶養控除の廃止

扶養控除は、自己と生計を一にする一定の所得金額以下の親族（扶養親族）を有する場合に、その人数等に応じて納税者の担税力調整を行う

趣旨で設けられております。そのうち、年少扶養親族（0歳から15歳までの扶養親族）を対象とするものとしては、38万円の所得控除が認められております。

この扶養控除を含む所得税の所得控除制度は、以下のような点から、高所得者に有利な面があるとされています。所得控除とは、課税対象となる所得から一定額の控除を認めているものであり、この制度による税負担軽減額は、基本的には、この一定額に各々の納税者に適用されている限界税率を乗じた額となります。したがって、累進税率を採用している所得税においては、高所得者に適用される限界税率が高いことから、所得控除制度による高所得者の負担軽減額は相対的に大きくなる一方で、低い税率の適用される低所得者の負担軽減は相対的に小さくなることになります。

（注）例えば、38万円の所得控除の場合、限界税率40%の納税者の税負担軽減額は15.2万円となる一方で、限界税率5%の納税者の税負担軽減額は1.9万円となります。

税制改正大綱においては、このように高所得者に有利な面がある所得控除について、「一律の税額控除に変えれば、限界税率の低い所得者ほど所得比で見た負担軽減効果が大きな仕組みになります」、あるいは、手当に変えれば、「定額の給付であることから相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことができます」とされ、所得税改革の方向性の一つとして、所得税の所得再分配機能の回復等の観点から、所得控除から税額控除や手当等への転換を進めることが挙げられております。

平成22年度税制改正においては、こうした所得税改革の方向性を踏まえ、所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として、子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、子ども手当の創設（注）とあいまって、年少扶養親族に対する扶養控除を廃止することとしました。

（注）「平成22年度における子ども手当の支給に関

する法律」により、次代の子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子ども1人につき、月額1万3千円（所得制限なし）の子ども手当を父母等に支給する制度が創設されました（平成23年度以降については、子育て支援に係る全般的な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされています）。

前述のように、所得控除である年少扶養親族に対する扶養控除の廃止は、所得水準に応じて、高所得者により大きな負担を求めることとなります。その一方で、子ども手当の創設により、所得水準に関わらず、一定額の手当の支給が行われることとなります。これらの結果として、相対的に所得が低い方に対して、より手厚い支援が実現されることになると考えられます。

（2）特定扶養親族（16歳から18歳まで）に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止

教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図る見地から、高校入学から大学卒業を念頭に、16歳から22歳までの扶養親族（特定扶養親族）に対しては、扶養控除に一定額の上乗せが認められております（平成元年分から）。現行においては、この上乗せ額は25万円となっております。

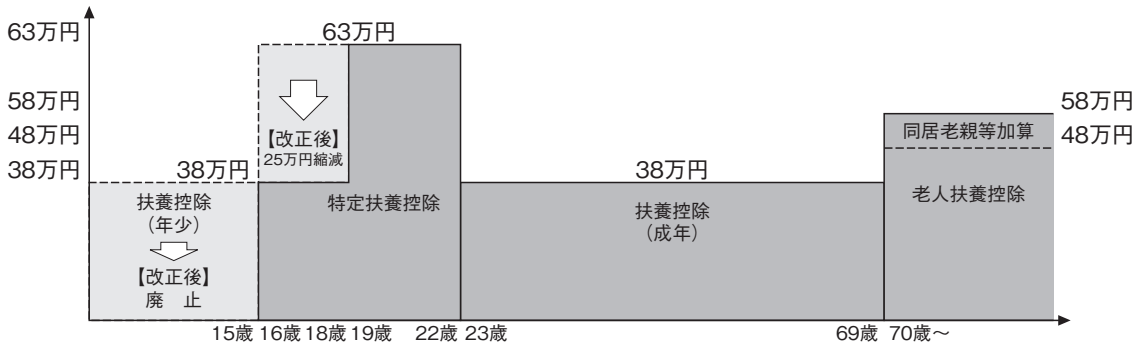
平成22年度税制改正においては、公立高等学校の授業料の無償化等（注）に伴い、上乗せが認められた趣旨に鑑み、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、16歳から18歳までの控除対象扶養親族に対する扶養控除の額が38万円（改正前：63万円）とされました。

（注）「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に関する法律」により、平成22年度から、公立高等学校の授業料（全日制の普通科で年額11.88万円）が無償化されるとともに、国立・私立高校等の生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金（年額11.88万円（ただし、保護者の所得に応じて一定の加算あり））が創設されました。

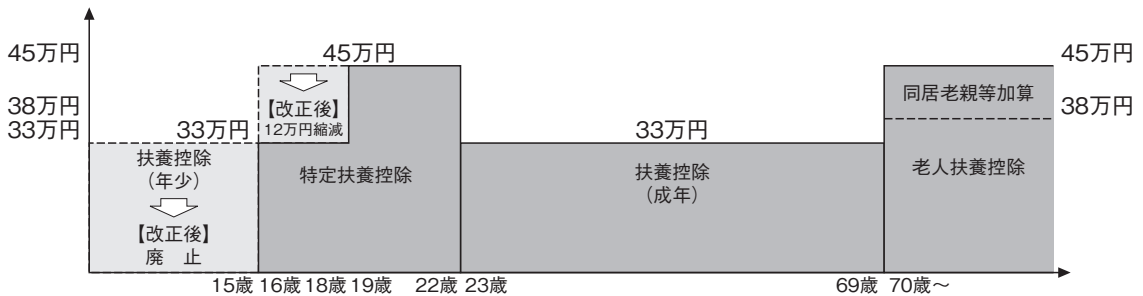
扶養控除の見直しについて

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）を廃止する。
- 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止する。
※所得税は平成23年分から、住民税は平成24年度分から適用。

扶養控除(所得税)

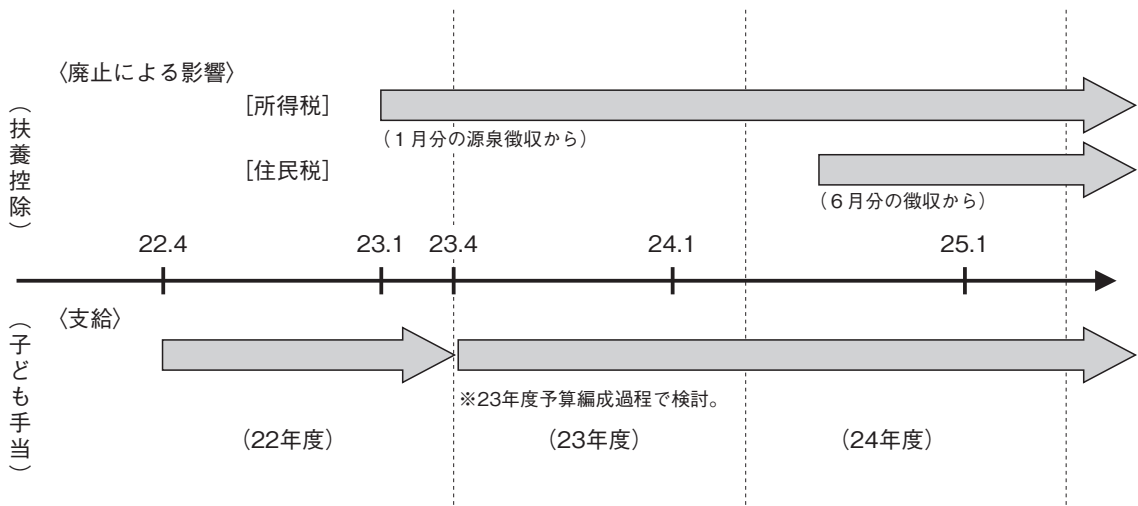


扶養控除(住民税)



扶養控除（年少）の廃止と子ども手当（イメージ）

- 扶養控除（年少）の廃止については、所得税は23年分から、住民税は24年度分から適用。
- 子ども手当は22年度については、その一部として支給される児童手当分を含めて月額1.3万円支給。



（参考）平成22年度税制改正大綱～納税者主権の

確立へ向けて～

—平成21年12月22日—

「第3章 各主要課題の改革の方向性

2. 個人所得課税

(1) 所得税

④ 所得控除から税額控除・給付付き
税額控除・手当へ（抄）

現行所得税の所得控除制度は、結果として、高所得者に有利な制度となっています。なぜなら同額の所得を収入から控除した場合、高所得者に適用される限界税率が高いことから高所得者の負担軽減額は大きくなる一方で、低い税率の適用される低所得者の実質的な軽減額は小さくなるからです。

例えば、0歳から15歳までの子どもを対象とする扶養控除は子育て支援の機能を有していますが、同じ38万円の所得控除を適用した場合、高所得者が10万円を超える減税になるのに対して、低所得者では2万円の減税にもなりません。

所得控除を一律の税額控除に変えれば、限界税率の低い低所得者ほど所得比で見た負担軽減効果が大きい仕組みになります。

手当は相対的に高所得者に有利な所得控除に代えて現金給付を行うものであり、定額の給付であることから相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことができます。

所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として、子どもの養育を社会全体で支援する

との観点から、22年度において、子ども手当の創設とあいまって、0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除を廃止することとします（平成23年分からの適用となります）。23歳から69歳までの成年を控除対象とする扶養控除についても、このような観点に加え、就労している人と就労していない人との公平の観点からも検討を行ってきましたが、さらに議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、今後、その見直しに取り組むこととします。

教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図るために創設された16歳から22歳までの特定扶養親族を控除対象とする特定扶養控除については、22年度において、高校の実質無償化に伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（25万円）を廃止することとします（平成23年分からの適用となります）。これらの見直しに伴い、現行よりも負担増となる家計については適切な対応を検討します。

なお、所得税・個人住民税の扶養控除等について、「所得控除から手当へ」等の考え方の下で見直すことにより、現行制度においては、これらの税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度に関する負担に影響が生じることとなりますが、見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じることとします。

二 年少扶養親族に対する扶養控除の廃止

1 改正前の制度の概要

- (1) 居住者が扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その扶養親族1人につき38万円（その扶養親族が特定扶養親族である場合には63万円、その扶養親族が老人扶養親族である場合には48万円）を控除することとされています（旧所法84）。
- (2) 扶養親族とは、次に掲げる者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者に該当するもので給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものを除きます。）のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいいます（所法2①三十四）。
 - ① 居住者の親族（その居住者の配偶者を除きます。）
 - ② 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する里親に委託された児童
 - ③ 老人福祉法第11条第1項第3号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人

- (3) 特定扶養親族とは、扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の者をいい、老人扶養親族とは、扶養親族のうち年齢70歳以上の者をいいます（旧所法2①三十四の二、三十四の三）。

2 改正の内容

- (1) 平成22年度の税制改正においては、所得再分配機能の回復や「控除から手当へ」との考え方の下、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳未満の者をいいます。）に対する扶養控除（控除額38万円）が廃止されました（旧所法84①）。
- (2) 上記(1)の改正により、扶養控除の対象となる者が扶養親族のうち年齢16歳以上の者となることから、年齢16歳以上の扶養親族が「控除対象扶養親族」と定義されました（所法2①三十四の二）。

3 適用関係

この改正は、平成23年分以後の所得税について適用され、平成22年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則5）。

三 特定扶養親族（16歳から18歳までの特定扶養親族）に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止

1 改正前の制度の概要

居住者が特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者をいいます。）を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その特定扶養親族1人につき63万円を控除することとされています（旧所法2①三十四の二、84）。

2 改正の内容

- (1) 平成22年度の税制改正においては、高校の実質無償化に伴い、年齢16歳以上19歳未満の特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、年齢16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に対する扶養控除の額が38万円（改正前：63万円）とされました（所法84①）。
- (2) 上記(1)の改正により、特定扶養親族の対象範囲が、控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上

23歳未満の者（改正前：年齢16歳以上23歳未満の者）とされました（所法2①三十四の三）。

適用され、平成22年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則5）。

3 適用関係

この改正は、平成23年分以後の所得税について

【平成22年度改正前後の扶養控除の適用関係】

扶養親族の年齢	改正前（平成22年分まで適用）		改正後（平成23年分から適用）	
	扶養親族の区分	扶養控除の額	控除対象扶養親族の区分	扶養控除の額
0歳～15歳	一般の扶養親族	38万円	扶養控除対象外	
16歳～18歳	特定扶養親族	63万円	一般の控除対象扶養親族	38万円
19歳～22歳			特定扶養親族	63万円
23歳～69歳	一般の扶養親族	38万円	一般の控除対象扶養親族	38万円
70歳～	老人扶養親族	48万円	老人扶養親族	48万円

四 同居特別障害者加算の特例の改組（同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し）

1 改正前の制度の概要

(1) 居住者の有する控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者で、かつ、その居住者又は居住者の配偶者若しくはその居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としてしている者である場合には、その同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族に係る配偶者控除の額又は扶養控除の額は、所得税法に定めるこれらの控除の額に35万円加算された金額とされています（旧措法41の16①）。

(2) 上記(1)の特例とは別に、居住者が特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、障害者控除として、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その特別障害者1人につき40万円を控除することとされています（所法79②）。なお、控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者以外の障害者である場合には、27万円を控除することとされています（所法79②）。

【平成22年度改正前の配偶者控除・扶養控除・障害者控除の額（平成22年分まで適用）】

	控除額
配偶者控除	
一般の控除対象配偶者（～70歳）	38万円
老人控除対象配偶者（70歳～）	48万円
同居特別障害者加算	+ 35万円
扶養控除	
一般の扶養親族（0歳～15歳、23歳～69歳）	38万円
特定扶養親族（16歳～22歳）	63万円
老人扶養親族（70歳～）	48万円
同居特別障害者加算	+ 35万円
（控除対象配偶者及び扶養親族に対する）障害者控除	
一般の障害者の場合	27万円
特別障害者の場合	40万円

2 改正の内容

- (1) 改正前の同居特別障害者加算の特例は、配偶者控除の額又は扶養控除の額に35万円を加算する措置として講じられていましたが、平成22年度の税制改正において、年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたこと（前述二参照）に伴い、特別障害者の場合の障害者控除の額（40万円）に35万円を加算する措置に改められました。これにより、同居特別障害者の場合の障害者控除の額は75万円になりました（所法79③、旧措法41の16①）。
- (2) 上記(1)の改正では、同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族についてその控除額に加算する金額（35万円）に変更はありませんが、扶養控除について前述二又は三の改正が行われていますので、扶養控除の額と障害者控除の額の合計額は、平成22年度の税制改正の前後で異なる場合があります。

なお、平成23年分以後の所得税については、年齢16歳未満である扶養親族（年少扶養親族）に対する扶養控除の適用はありませんが、その年少扶養親族が障害者である場合には、障害者控除は適用されます（所法79②③）。

【平成22年度改正後の配偶者控除・扶養控除・障害者控除の額（平成23年分から適用）】

	控除額
配偶者控除	
一般の控除対象配偶者（～70歳）	38万円
老人控除対象配偶者（70歳～）	48万円
同居特別障害者加算	[改組]
扶養控除	
一般の控除対象扶養親族（16歳～18歳、23歳～69歳）	38万円
特定扶養親族（19歳～22歳）	63万円
老人扶養親族（70歳～）	48万円
同居特別障害者加算	[改組]
（控除対象配偶者及び扶養親族に対する）障害者控除	
一般の障害者の場合	27万円
同居特別障害者以外の特別障害者の場合	40万円
同居特別障害者の場合（創設）	75万円

3 適用関係

この改正は、平成23年分以後の所得税について適用され、平成22年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正法附則5、71）。

五 扶養控除の見直し等に伴う源泉徴収等に関する改正

1 改正前の制度の概要

(1) 給与所得に係る源泉徴収等

- ① 居住者に対し国内において給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収しなければならないこととされています（所法183）。この源泉徴収すべき所得税の額は、その給与等の態様に応じ、次のように計算することとされています（旧所法185、186、別表第二～別表第四）。

〔賞与以外の給与〕

イ 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対して支払う給与等…その給与

等の金額、その申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数に応ずる所得税法別表第二（月額表）又は別表第三（日額表）の甲欄に掲げる税額

ロ イ及びハに掲げる給与等以外の給与等…その給与等の金額、従たる給与についての扶養控除等申告書の提出の有無並びにその申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族の数に応ずる所得税法別表第二又は別表第三の乙欄に掲げる税額

ハ 日雇賃金…その給与等の金額に応じ、所得税法別表第三の丙欄に掲げる税額

〔賞与〕

イ 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対して支払う賞与

(イ) その居住者に対し、前月中に支払った又は支払うべき通常の給与等（以下「通常の給与等」といいます。）がある場合…その通常の給与等の金額、その申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数に応じ所得税法別表第四の甲欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

(ロ) (イ)以外の場合…その賞与の金額の6分の1に相当する金額、その申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数に応ずる所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額の6倍の金額に相当する税額

ロ イに掲げる賞与以外の賞与

(イ) その居住者に対し、前月中に通常の給与等の支払がある場合…その通常の給与等の金額に応じ所得税法別表第四の乙欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額

(ロ) (イ)以外の場合…その賞与の金額の6分の1に相当する金額に応ずる所得税法別表第二の乙欄に掲げる税額に6倍の金額に相当する税額

(注) 給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書については、下記②及び③を参照してください。

② 給与所得者の扶養控除等申告書

国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者（その支払者が二以上ある場合には、主たる給与等の支払者）から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養控除等申告書を、その給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧所法194、旧所規

73）。

イ その給与等の支払者の氏名又は名称

ロ 申告書を提出する者（以下「申告者」といいます。）の氏名及び住所（国内に住所がない場合には居所。以下同じです。）

ハ 申告者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

ニ 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに特別障害者又はその他の障害者がある場合には、その旨、その数、氏名及びその該当する事実

ホ 控除対象配偶者の氏名、住所及びその合計所得金額の見積額並びに控除対象配偶者が老人控除対象者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

ヘ 扶養親族の氏名、住所、申告者との続柄及びその合計所得金額の見積額並びに扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

ト 二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、控除対象配偶者又は扶養親族のうち、主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について源泉徴収される所得税の額の計算の際に控除するものの氏名

チ 配偶者控除又は扶養控除の規定（旧所法83②又は84②）により申告者以外の居住者（以下「他の居住者」といいます。）の控除対象配偶者又は扶養親族にのみ該当するものとみなされる者がある場合には、その旨、他の居住者がその控除対象配偶者又は扶養親族とする者の氏名、住所及び他の居住者との続柄

リ その年において従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した場合には、その旨及び提出した事由

ヌ その他参考となるべき事項

③ 従たる給与についての扶養控除等申告書

国内において二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける居住者は、主たる給与等の支払者から支払を受けるその年中の給与等の金額の見積額から計算される給与所得控除後の給与等の金額が、その者の所得控除の額に相当する金額の合計額に満たないと見込まれる場合には、次に掲げる事項を記載した従たる給与についての扶養控除等申告書を、主たる給与等の支払者以外の給与等の支払者（以下「従たる給与等の支払者」といいます。）を経由して、その給与等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に提出することができることとされています（旧所法195、旧所規74）。

イ 従たる給与等の支払者の氏名又は名称

ロ 申告者の氏名及び住所

ハ 控除対象配偶者又は扶養親族の氏名及び住所並びに合計所得金額の見積額並びに扶養親族の場合には、申告者との続柄

ニ 控除対象配偶者又は扶養親族のうち、従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等の源泉徴収税額の計算の際に控除するものの氏名

ホ 主たる給与等の支払者の氏名又は名称並びにその支払者からその年中に支払を受けるべき主たる給与等の収入金額の見積額、その見積額から控除される社会保険料の金額の見積額と小規模企業共済等掛金の額の見積額との合計額を控除した金額、申告者につき認められる障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額に相当する金額の合計額

ヘ その他参考となるべき事項

④ 源泉徴収の特例

上記②の給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者について、その申告書に次に掲げる事項の記載がある場合には、上記①の給与等の源泉徴収は、それぞれ次のように行うこととされています（旧所法187、別表第二～別表第四、旧措法41の16③）。

イ その居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨…これらの一に該当することに扶養親族が1人あると記載されているものとして源泉徴収を行う。

ロ その居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同居の特別障害者がある旨…これらの一に該当することに他に1人扶養親族が記載されているものとして源泉徴収を行う。

（注）例えば、その居住者の扶養親族が同居の特別障害者である場合には、他に2人の扶養親族がいるものとして源泉徴収が行われます。

⑤ 年末調整

給与等の支払者は、給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、その年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が2,000万円以下であるものに対し、その年最後に給与等の支払をする場合には、年末調整を行うこととされています（旧所法190）。

年末調整とは、給与等の支払者が、給与所得者ごとに、その年中において支払う給与等につき源泉徴収された所得税の額の合計額と、その給与等の支給総額を基準として所得税法別表第五により求めた給与所得控除後の給与等の金額から次のイからホまでに掲げる金額の合計額を控除した金額を課税総所得金額とみなして計算された所得税の額とを比較して過不足があるときは、原則として、その過不足額をその年最後の給与等の支払時に精算することをいいます。

イ その給与等から控除される社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額

ロ その年中に支払ったイ以外の社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額（給与所得者の保険料控除申告書に記載されたものに限ります。）並びに生命保険料の金額、個人年金保険料の金額及び地震保険料の金額につき所得税法の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

- ハ 給与所得者の扶養控除等申告書に記載された次に掲げる事項等に応じ所得税法の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額に相当する金額
- （イ） 特別障害者又はその他の障害者の有無及びその数
- （ロ） その居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨
- （ハ） 主たる給与に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無、扶養親族の数
- ニ 給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載事項に応じ所得税法の規定に準じて計算した配偶者特別控除の額に相当する金額
- ホ 基礎控除の額に相当する金額
- ⑥ 給与所得の源泉徴収票
- 居住者に対し国内において給与等の支払をする者は、その年において支払の確定した給与等について、その給与等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した源泉徴収票2通を作成し、その年の翌年1月31日まで（年の中途において退職した居住者については、その退職の日以後1月以内）に、1通を税務署長に提出し、他の1通を給与等の支払を受ける者に交付しなければならないこととされています（所法226①、旧所規93、別表第六(一)）。なお、この給与所得の源泉徴収票の交付に代えて、その給与等の支払を受ける者の承諾を得て、源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされています（所法226④⑤）。
- イ その支払を受ける者の氏名及び住所
- ロ その給与等の支払をする者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び電話番号
- ハ その年中に支払の確定した給与等につきその種類及びその合計額
- ニ ハの給与等で年末調整の適用を受けたものについては、その給与所得控除後の給与等の金額
- ホ ハの給与等につき所得税法の規定により徴収される所得税の額
- ヘ ハの給与等から控除される社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額並びに給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与等についての扶養控除等申告書に記載されたところに応じ、その者の控除対象配偶者の有無（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当するときは、併せてその旨）、扶養親族の数及びこれらの者のうち同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくはその他の障害者又は同居老親等に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは特定扶養親族に該当する者の数
- ト 配偶者の合計所得金額又はその見積額に応じ所得税法の規定に準じて計算した配偶者特別控除の額に相当する金額及びその合計所得金額又はその見積額
- チ 社会保険料の金額、小規模企業共済等掛金の額、生命保険料の金額、個人年金保険料の金額及び地震保険料の金額につき所得税法の規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額
- リ ハの給与等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、特定寡婦若しくはその他の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その旨
- ヌ 住宅ローン控除の規定による年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の額
- ル その他参考となるべき事項
- (2) 公的年金等に係る源泉徴収等
- ① 居住者に対し国内において公的年金等の支払をする者は、その支払の際、その公的年金等について所得税を徴収しなければならないこととされています（所法203の2）。この源

泉徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、その公的年金等の態様に応じ、次のイからハまでの金額を控除した残額に5%（その公的年金等がハの年金である場合には10%）の税率を乗じて計算した金額とされています（旧所法203の3、所令319の6、措法41の15の3）。

イ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者に対して支払う公的年金等（ロ(イ)から(ニ)までに掲げるものを除きます。）…次の(イ)から(ホ)までに掲げる金額の合計額にその公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額

〔基礎的控除額〕

- (イ) 公的年金等の月割額の25%に相当する金額に65,000円を加算した金額と135,000円（その受給者が65歳未満の者である場合には、90,000円）とのいずれか多い金額

〔人的控除額〕

- (ロ) その申告書に公的年金等の受給者が障害者である旨の記載がある場合には、22,500円（特別障害者である旨の記載がある場合には、35,000円）
- (ハ) その申告書に控除対象配偶者がある旨の記載がある場合には、32,500円（老人控除対象配偶者である旨の記載がある場合には、40,000円）
- (ニ) その申告書に扶養親族がある旨の記載がある場合には、32,500円（特定扶養親族である場合には52,500円、老人扶養親族である場合には40,000円）にその扶養親族の数を乗じて計算した金額
- (ホ) その申告書に控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、22,500円（特別障害者がある旨の記載がある場合には、35,000円）にその障害者の数を乗じて計算した金額

【平成22年度改正前の人的控除額】

区 分	内 容		控 除 額
本人に関するもの	障害者である場合	一般の障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
控除対象配偶者及び扶養親族に関するもの	控除対象配偶者がある場合	一般の控除対象配偶者	32,500円
		老人控除対象配偶者	40,000円
	扶養親族がある場合	一般の扶養親族（0歳～15歳、23歳～69歳）1人につき	32,500円
		特定扶養親族（16歳～22歳）1人につき	52,500円
		老人扶養親族（70歳～）1人につき	40,000円
	障害者に該当する場合	一般の障害者1人につき	22,500円
		特別障害者1人につき	35,000円

（注）平成22年12月31日までに支払うべき公的年金等について適用。

ロ 次の(イ)から(ニ)までに掲げる年金の支払を受ける居住者で公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者に対して支払う公的年金等…イの金額から72,500円（ロ(イ)から(ニ)までに掲げる公的年金等の場合

には、47,500円）にその公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した金額

(イ) 厚生年金基金又は企業年金連合会が支給する老齢年金

- (ロ) 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に掲げる退職共済年金（一定のものを除きます。）
- (ハ) 独立行政法人農業者年金基金法に掲げる農業者老齢年金
- (ニ) 国民年金基金又は国民年金基金連合会が支給する年金
- ハ イ及びロの公的年金等以外の公的年金等…その公的年金等の金額の25%に相当する金額
- ② 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
国内において公的年金等（一定のものを除きます。）の支払を受ける居住者は、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を、その公的年金等の支払者を經由して、その公的年金等に係る所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧所法203の5、旧所規77の3）
 - イ 公的年金等の支払者の名称
 - ロ 申告者の氏名、生年月日及び住所
 - ハ 申告者が特別障害者又はその他の障害者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実
 - ニ 控除対象配偶者の氏名、住所及びその合計所得金額の見積額並びに控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実
 - ホ 扶養親族の氏名、住所、申告者との続柄及びその合計所得金額の見積額並びに扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実
 - ヘ 控除対象配偶者又は扶養親族のうちに特別障害者又はその他の障害者がある場合には、その旨、その数、氏名及びその該当する事実
- ト 配偶者控除又は扶養控除の規定（旧所法83②又は84②）により申告者以外の居住者（以下「他の居住者」といいます。）の控除対象配偶者又は扶養親族にのみ該当するとみなされる者がある場合には、その旨、他の居住者がその控除対象配偶者又は扶養親族とする者の氏名、住所及び他の居住者との続柄
- チ その他参考となるべき事項
- ③ 公的年金等の源泉徴収票
居住者に対し国内において公的年金等の支払をする者は、その年において支払の確定した公的年金等について、その公的年金等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した源泉徴収票2通を作成し、その年の翌年1月31日までに、1通を税務署長に提出し、他の1通を公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならないこととされています（所法226③、旧所規94の2、別表第六(三)）。なお、この公的年金等の源泉徴収票の交付に代えて、その公的年金等の支払を受ける者の承諾を得て、源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされています（所法226④⑤）。
 - イ その支払を受ける者の氏名、生年月日及び住所
 - ロ その公的年金等の支払をする者の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号
 - ハ その年中に支払の確定した公的年金等につき上記(2)①イからハまでの区分
 - ニ ハの公的年金等につきハの区分ごとに源泉徴収される所得税の額
 - ホ ハの公的年金等の支払を受ける者が特別障害者又はその他の障害者に該当する場合には、その旨
 - ヘ ハの公的年金等から控除される社会保険料の金額並びに公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載されたところに応じ、その者の控除対象配偶者の有無（老人控除対象配偶者に該当するときは、併せてその

旨)、扶養親族の数及びこれらの者のうち特別障害者若しくはその他の障害者又は特定扶養親族若しくは老人扶養親族に該当する者の数

ト その他参考となるべき事項

2 改正の内容

平成22年度の税制改正において、年少扶養親族に対する扶養控除の廃止等の扶養控除の見直しが行われたこと（前述二から四までを参照）に伴い、給与所得又は公的年金等に係る源泉徴収等に関して、次の改正が行われました。

(1) 給与所得に係る源泉徴収等

① 給与所得の源泉徴収及び年末調整における税額の計算について、次のように改められました（所法185、186、190、別表第二～別表第四）。

イ これらの税額計算においてその計算の基礎となる扶養親族の範囲について、扶養控除の対象から年少扶養親族が除かれたことから、年齢16歳以上の扶養親族である控除対象扶養親族に限ることとされました。

ロ 年末調整における税額計算において、特定扶養控除の対象から年齢16歳以上19歳未満の扶養親族が除かれたことから、年齢16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に対する扶養控除の額に相当する金額は38万円（改正前：63万円）とされました。

② 給与所得者の扶養控除等申告書及び従たる給与についての扶養控除等申告書の扶養親族に関する記載事項については、その対象を扶養控除の対象となる控除対象扶養親族に限ることとされました（所法194、195、所規73、74）。また、特定扶養親族に関する記載事項については、その対象が年齢19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族とされました。

③ 給与所得の源泉徴収票の扶養親族に関する記載事項については、その対象を扶養控除の対象となる控除対象扶養親族に限ることとさ

れました（所法226①、所規93、別表第六(一)）。また、特定扶養親族に関する記載事項についても、その対象が年齢19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族とされました。

(2) 公的年金等に係る源泉徴収等

① 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した者に係る公的年金等の源泉徴収税額の計算の基礎となる人的控除額の計算について、次のように改められました（所法203の3）。

イ 人的控除額の対象となる扶養親族の範囲について、扶養控除の対象から年少扶養親族が除かれたことから、年齢16歳以上の扶養親族である控除対象扶養親族に限ることとされました。

ロ 特定扶養親族の対象から年齢16歳以上19歳未満の扶養親族が除かれたことから、年齢16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に対する控除額が32,500円（改正前：52,500円）とされました。

ハ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書にその受給者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者がある旨の記載がある場合には、その1人につき62,500円を控除することとされました。

② 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の扶養親族に関する記載事項については、その対象を扶養控除の対象となる控除対象扶養親族に限ることとされました（所法203の5、所規77の3）。また、特定扶養親族に関する記載事項については、その対象が年齢19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族とされました。

③ 公的年金等の源泉徴収票の扶養親族に関する記載事項については、その対象を扶養控除の対象となる控除対象扶養親族に限ることとされました（所法226③、所規94の2、別表第六(三)）。また、特定扶養親族に関する記載事項については、その対象が年齢19歳以上23歳未満の控除対象扶養親族とされました。

【平成22年度改正後の人的控除額】

区 分	内 容		控 除 額
本人に関するもの	障害者である場合	一般の障害者	22,500円
		特別障害者	35,000円
控除対象配偶者及び扶養親族に関するもの	控除対象配偶者がある場合	一般の控除対象配偶者	32,500円
		老人控除対象配偶者	40,000円
	控除対象扶養親族（年齢16歳以上の扶養親族）がある場合	一般の控除対象扶養親族（16歳～18歳、23歳～69歳）1人につき	32,500円
		特定扶養親族（19歳～22歳）1人につき	52,500円
		老人扶養親族（70歳～）1人につき	40,000円
	障害者に該当する場合	一般の障害者1人につき	22,500円
		同居特別障害者以外の特別障害者1人につき	35,000円
		同居特別障害者1人につき	62,500円

（注）平成23年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用。

3 適用関係

(1)① 上記2(1)①の改正は、平成23年1月1日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、従前どおりとされています（改正法附則7①）。

② 上記2(1)②の改正は、平成23年1月1日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書及び従たる給与についての扶養控除等申告書について適用されます（改正法附則7③）。

③ 上記2(1)③の改正は、平成23年以後の各年において支払の確定した給与等について提出し、又は交付する源泉徴収票について適用さ

れます（改正所規附則3⑥）。

(2)① 上記2(2)①の改正は、平成23年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、従前どおりとされています（改正法附則8①）。

② 上記2(2)②の改正は、平成23年1月1日以後に提出する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用されます（改正法附則8②）。

③ 上記2(2)③の改正は、平成23年以後の各年において支払の確定した公的年金等について提出し、又は交付する源泉徴収票について適用されます（改正所規附則3⑧）。